

アメリカ・シオニズム運動と『パレスチナ』 ： 国民国家・民主主義という観点から

IKEDA, Yukako / 池田, 有日子

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

79

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

65

(終了ページ / End Page)

112

(発行年 / Year)

2012-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007791>

アメリカ・シオニズム運動と『パレスチナ』

— 国民国家・民主主義という観点から —

池田 有日子

はじめに

<問題の所在>

第一次世界大戦中の1917年11月にイギリス政府はバルフォア宣言を発表し、パレスチナにユダヤ・ナショナル・ホームを建設するというシオニズム運動の試みを支持・支援することを約束した。1920年のサン・レモ会議におけるパレスチナに対するイギリスの委任統治の承認などにより「パレスチナ・ユダヤ・ナショナル・ホーム」建設が具体化していくこととなったのである。

しかしこのことは、アメリカ・シオニスト運動にとっては、パレスチナにおける「民主主義」と「ユダヤ人国家」建設（の正統性）との齟齬ないし矛盾に直面しなければならなくなったことを意味していた。区画されたパレスチナでは、人口の圧倒的多数は「アラブ人」であり、一定の境界内で多数を占める「民族」がその地で主権を確立する＝国家を建設するという、「民主主義」の多数決原理に基づく通常の「民族自決の原則」からすれば、パレスチナの地に国家を建設する権利は、アラブ人にあることになる。逆にいえば、民主主義の原則に基づけば、パレスチナにユダヤ人国家を建設する正当性は著しく脆弱なものであったのである。アメリカ・シオニスト指

導者にとっては、アメリカ人として国是ともいえる「民主主義」、アメリカのマイノリティという立場からしても「平等」という意味で極めて重要な意味を有していた「民主主義」と、シオニストとしての目標であるパレスチナ・「ユダヤ人国家」建設の正当性との齟齬という問題は、国家、民族にまつわる彼らのアイデンティティや信条そのものにかかわる深刻な問題だったのである。

さらに、実際に、アメリカ・シオニスト運動指導部は「パレスチナ・ユダヤ人国家は民主主義に反する」というシオニスト運動への反対意見・勢力へ対応を迫られることになるのである。

<本稿の目的>

以上を前提に、本稿は、パレスチナにおけるシオニスト運動とパレスチナのアラブ人との対立という基本構造から生じるさまざまな問題が噴出した1920年代から1930年代を中心に、アメリカ・シオニスト指導部やその他のアメリカ・ユダヤ人が、パレスチナ（地域、人）をいかに認識し、いかなる主張、議論を行い、いかに対応しようとしたのかを検討する。この作業を通じて、国民国家、民主主義、さらに人種主義など西欧近代のなかで産み出されたものが、パレスチナにおいていかなる意味と帰結をもたらすことになったのかを示したい。

第1章 パレスチナ・ユダヤ人国家と「民主主義」との矛盾

第1節 ユダヤ・ナショナル・ホーム／ユダヤ人国家と「民主主義」

バルフォア宣言が発表されると、アメリカ・ユダヤ人委員会（American Jewish Committee；1906年に東欧・ロシアのポグロムを背景にユダヤ人個人の権利保障を目的に設立された。同化程度が高く富裕なドイツ系ユダヤ人によって構成されており、アメリカ・ユダヤ社会で大きな影響力をもつ

ていたと同時にシオニズム運動に対しては「二重の忠誠」に反するなどとして反対していた。以下AJC)は、「アメリカの理想に忠実なアメリカ・ユダヤ人たろう」と主張し、バルフォア宣言で明記されていた非ユダヤ系パレスチナ住民の権利を保護することが、「本質的に重要」とであると強調した¹⁾。またシオニスト運動に反対する別の勢力は、アメリカ政府がバルフォア宣言を支持することに反対し、「ユダヤ人国家としてパレスチナを承認することは、政府の民主主義的な基盤と衝突する。……パレスチナはユダヤ人に属しているのではなく、そこに住んでいる住民に属している」「民族自決の原則は、他の地域と同様にパレスチナにおいても正確に適用されるべきである」と主張した²⁾。彼らは、「特定領域において多数を占める民族が国家を建設する権利を有す」という当時の民族自決の原則に照らして、アラブ人が多数を占めるパレスチナでのユダヤ人国家の正統性を否定した。こうした主張・批判は、パレスチナにユダヤ人国家を建設するというシオニスト運動の最終目標の正統性そのものを揺さぶるインパクトをもっていたといえる。

では、アメリカ・シオニスト指導部の方はパレスチナのアラブ人の問題をどのように認識し、どのように対応しようとしていたのだろうか。

初期のアメリカ・シオニスト運動においては、パレスチナのアラブ人に対する認識は非常に限定的なものであった。アメリカ人にとってパレスチナは遠隔地であり、またアメリカ政府も中東への関心は低かったため、パレスチナに関する情報に乏しかったのである。アメリカ・シオニストがパレスチナのアラブ人に関する情報を入手するための唯一の媒体ともいえたのは、アメリカ・シオニスト運動の初期の主要組織であるアメリカ・シオニスト連盟 (Federation of American Zionists, 以下FAZ) の機関誌であった『マッカビアン (The Maccabean)』であった。しかしその『マッカビアン』も、例えば1902年に「今日ではパレスチナの人口の3分の1はユダヤ人である (実際は10分の1に過ぎなかった)」などと報告をするなど³⁾、パレスチナのアラブ人に関する情報源として信頼に値するものではなかった。

そのため、アメリカ・シオニストはパレスチナに関する情報をヨーロッパのシオニストを經由して得るしかなかった。このことはアメリカ・シオニストのパレスチナのアラブ人への認識が、ヨーロッパのシオニストの認識に規定されることを意味した。ヨーロッパのシオニストのパレスチナ・アラブ人に対する基本的認識は、「シオニスト運動がパレスチナの発展に貢献すれば、パレスチナのアラブ人はシオニスト運動／ユダヤ人国家を受け入れるだろう」というものであった。こうした認識をアメリカ・シオニストも共有し、「民なき土地に、土地なき民を」というスローガンを素朴に信じ、パレスチナのアラブ人の人的規模もその潜在的政治的重要性に対する認識もほとんどなかった、といわれている⁴⁾。

1904年になると⁵⁾、パレスチナにはアラブ人が多数として現に存在していることを『マッカビアン』は報道していた。しかし、その事実に対する自らの立場を表明したのは、ようやく9年後の1913年のことであり、しかもその立場とは「アラブ人がパレスチナにとどまる理由はない……なぜならアラブ人の歴史的な中心はメッカとメディナだからである」というものだった⁶⁾。

1914年8月に第一次世界大戦が勃発し、アメリカ・シオニスト運動にとって、ヨーロッパのユダヤ人の保護と同時に、パレスチナのユダヤ人への支援も急務の課題となった。アメリカ・シオニスト運動の指導者となりつつあったブランドイス（Luois D.Brandeis：1856-1941年。革新主義派の法律家としても著名であり、1916年には最高裁判官となる）は、10月5日の書簡において同僚に対しパレスチナやパレスチナのアラブ人に関する情報を提供するよう要請し⁷⁾、情報を分析したのち、1915年のFAZの大会において「もし散発的なアラブ人の攻撃があるとしても、それは不可避である。マサチューセツチャー・ベイ・コロニーを建設したアメリカ人入植者もインディアンに対し自らを守らなければならなかった」「アラブ人の攻撃はユダヤ人に気骨（mettle）を示し、男らしさ、勇気、自助能力を磨く機会を与えてくれた」と述べている⁸⁾。これは、アラブ人との衝突における

「暴力」が、(アメリカ的)「強さ」を示す機会をユダヤ人に与えるものであるとして、アメリカニズムとシオニズムの親和性を示唆するものであったといえる⁹⁾。

他方で彼は、バルフォア宣言の発表がおおよそ確定し、パレスチナのユダヤ・ナショナル・ホームの将来構想についての議論が行われるようになっていた1917年10月に、アラブ人に市民としての資格があるかと尋ねられた際、「ユダヤ人国家内のアラブ人に市民権を保障するのは当然である」という見解を表明していた¹⁰⁾。しかしながら以降の展開において本質的に問題となるのは、こうしたアラブ人への「個人」としての市民権の保障という問題ではなく、区画化されたパレスチナにおいて多数を占めるアラブ人に政治的集团的権利を認めるか否か、ということであった。

ブランダイスが起草し、「社会正義の実現」「弱者の救済」といった革新主義派法律家としての理想を、パレスチナ・ユダヤ・ナショナル・ホームで実現するという彼の意図を反映させていた1918年『ピッツバーグ綱領』では、パレスチナのすべての住民に「市民的政治的権利」を保障すべきことを提唱していた。しかしながら、住民すべてに政治的(集团的)権利を保障すると、原理的にいえばパレスチナで多数を占めるアラブ人の政治主体としての(潜在的)実在や主張を認めざるを得ないが、これはユダヤ人国家の正統性や実現を阻害することになる。

この問題について、バルフォア宣言が発表された直後、アメリカ・シオニスト運動指導者はその内部において、「パレスチナ・アラブ人は民主主義を実行する用意ができていない、民主主義の原則の適用は、ユダヤ人の多数派としての地位確立というシオニストの目標が達成されるまで延期されるべき」と大よそ合意しており¹¹⁾、ブランダイスもこの「民主主義の先送り」方針を前提としていた¹²⁾。そして、この「民主主義の先送り」方針は、1919年12月に発表された『新たなシオンに関する憲法趣意書』においてアメリカ・シオニスト運動の基本方針として最終的に確定したといえる¹³⁾。

この段階においてアメリカ・シオニスト指導部は、パレスチナ・アラブ

人の問題を、とりわけ彼らが「集団としての権利」「政治的権利」を取り上げる可能性を射程に入れて議論することを回避し¹⁴⁾、1919年のシカゴ大会での「パレスチナ主義」が示していたように、イギリスの保護のもとでパレスチナにおいてユダヤ人が多数を確立することで、民主主義・民族自決の原則に即して、将来においてユダヤ人国家を実現することを目指していたといえる¹⁵⁾。

第2節 サン・レモ会議

1919年6月8日のパリ講和会議において国際連盟規約が採択され（正式には1920年8月10日のセーブル条約に含められた）、その第22条は「従来トルコ帝国に属したある部族は、独立国としての仮承認を受ける発達に達したけれども、その自立しうる時期に至るまで、施政上委任統治国の助言および援助を受けるべきものとする」として、中東における委任統治を規定していた。連盟規約の調印で、連合最高会議は委任統治方式の起草に当たる委員会を発足させ、1920年4月19日に始まったサン・レモの英・仏・伊・米の四カ国会議で、24日にパレスチナとメソポタミア（イラク）に対する英国、及びシリアに対するフランスの委任統治が正式に決定された¹⁶⁾。

これらは、第一次大戦中に英仏がアラブ側に行った諸々の約束の事実上の破棄を意味し、アラブ側は当然のように激昂することとなった。翌1921年にはパレスチナ・アラブ人指導者を団長とするアラブ代表団がロンドンを訪れ、当時植民地相だったチャーチル（Winston Leonard Spencer-Churchill: 1874-1965年）に「外国ユダヤ移民の洪水」やヘブライ語を公用語として認めたことなどについて抗議した¹⁷⁾。パレスチナにおいては20年、21年に、シオニズムに反対する大規模な暴動が起り、死傷者をもたらした。

こうした情勢に対し、アメリカ・シオニストで後にヘブライ大学学長に就任し、二民族国家案¹⁸⁾の提唱者となるマグネス（Judah Leon Magnes: 1877-1948年）は、サン・レモ会議がアラブ人の民族自決権を否定している

ことを批判し、将来に対して悲観的な観測を行った¹⁹⁾。改革派ラビ（ユダヤ教宗指導者）の団体では、サン・レモ会議への支持を表明する決議を採択すべきとする内部のシオニストの提案に対し、「アラブ人を怒らせパレスチナにおいてポグロムの嵐を呼ぶ」との反対意見が表明されていた。

他方、女性シオニスト団体ハダサー（Hadassah）の指導者ヘンリエッタ・ゾールド（Henrietta Szold：1860-1945年）²⁰⁾は（実際にパレスチナの暴動を目撃していたのだが）その大会において、「いわゆるアラブ人によるポグロムは誇張されている」と主張し、慈善行為と宥和主義の革新的計画がアラブ人とユダヤ人の平和にとって重要であると主張した²¹⁾。このようにサン・レモ会議とそれに対するアラブ側の強い反対のなかで、アメリカ・ユダヤ人社会内でパレスチナのアラブ人の問題が具体的に浮上するようになっていたのである。

これに対し、ZOA指導者の一人は「事件は土着のパレスチナのアラブ人による虐殺ではなくベドインによる急襲である」と述べ²²⁾、またZOA（Zionist Organization of America：1914年にブランダイスがFAZを改組したもの）機関紙である『ニュー・パレスチナ』も、アラブ人の暴動はユダヤ人に向けられたものではないとして、「いわゆるアラブ人の煽動は（中）東からのイギリスの影響を掘り崩そうとする人々によって操られた人為的なものである」「富裕な土地所有アラブ人の反発であり、経済的な要因のもの」などと、暴動の潜在的な政治性を一切認めようとはしなかった²³⁾。こうした見方やスタンスが以降のアメリカ・シオニスト運動指導部の一貫した公的な立場となるが、しかし実はブランダイスは1919年に実際にパレスチナに行った際に、アラブ人側指導者と会い、実際に彼らの政治的要求について知っていた²⁴⁾。このことを鑑みるならば、ブランダイスを初めとするアメリカ・シオニスト運動指導者は、パレスチナ・アラブ人を政治主体として認めないという方針をあえて戦略的に採用していたと考えられる。

他方、この問題に対しアメリカ・シオニスト指導部主流派以外のところで、別のアプローチが提示された。1923年にイギリスのシオニストである

イスラエル・ザングヴィル (Israel Zangwill: 1864-1926年) が、アメリカ・ユダヤ人会議の会合における演説でギリシャ・トルコの住民の交換を参考に事実上アラブ住民のパレスチナ以外の地への移住促進を提唱したのである²⁵⁾。

このザングヴィルの声明に対し、アメリカ・シオニスト運動の主要な指導者の一人であるワイズ (Stephen S. Wise: 1874-1949年) は、ザングヴィルを擁護しながらも、自らは「パレスチナの一人のアラブ人を詐取したり搾取したりするぐらいならシオニズムとパレスチナを滅ぼした方がよいと思っている」と宣言した。

このように、パレスチナ・ユダヤ・ナショナル・ホーム建設が具体性を帯びるなかで、メドフが指摘しているように、「アメリカ・シオニストにとって、多数派の支配というアメリカの観念への忠誠と、多数を占める現地住民が反対しているなかでパレスチナにユダヤ人の郷土を建設することとの間で、イデオロギー的な衝突を引き起こす可能性をよみがえらせることとなっ²⁶⁾」ていた。そして、この問題は20年代後半に本格的に浮上するようになるのである。

第3節 プリチェット報告

1926年遅く、「国際平和のためのカーネギー基金」は、近東の政治状況に関する現地調査報告書 (プリチェット報告) を出版した。その報告はシオニスト運動をパレスチナ・アラブ人の願望を無視してユダヤ人のホームランドを樹立しようとするものであると非難し、シオニズムはユダヤ人にとってもアラブ人にとっても敵意と不幸をもたらすだろうと予言した。さらに「100万人ものユダヤ人を定住させることは、現在のアラブ住民を相当程度追放しないかぎり不可能であり、すでに表面化する寸前の敵意を促進することになる」「もしパレスチナからアラブ人が一掃され、ユダヤ人が排他的に住むことになったとしてもそれは不幸なことだろう」「なぜならユダヤ人による民族的な自己隔離は彼らをより攻撃的でエゴイスティックにさ

せ、他の世界と協力するための能力をなくさせてしまう」と述べていた²⁷⁾。そして、このプリチュット報告は、『ニューヨーク・タイムズ』の一面を飾るなど大きな反響を引き起こしたのである。

これに対しアメリカ・シオニスト指導部は、「今日パレスチナのアラブ住民の間で住民投票を行えば、パレスチナのユダヤ人による入植を圧倒的多数で支持するだろう、ユダヤ人がパレスチナにもたらし、なしてきたことのために」といったワイズの主張に典型的にみられるように²⁸⁾、シオニストの活動がアラブ人にも経済的メリットを提供していると強調することで、シオニスト運動に対する批判をかわそうとした。

こうしたアメリカ・シオニスト指導部の見解に対し、1926年12月3日『ニューヨーク・タイムズ』に、パレスチナ・アラブ人と自称する人物の投稿記事が掲載された。それは「ワイズの予見は完全に間違っている、なぜならパレスチナ・アラブ人は国際的シオニスト機構によってではなく、我々民族（people）の手によって統治されることを望んでいるからである」と主張するものであり²⁹⁾、シオニストの見解を真っ向から否定していた。

以上のように、アメリカ・シオニスト指導部は、バルフォア宣言から1920年代後半に至るまで、パレスチナにおける民主主義とユダヤ人国家建設との齟齬を「民主主義の先送り」やアラブ人への経済的便益を強調することで回避しようとしていた。しかし、パレスチナのアラブ人の政治主体化という問題が次第に現実化しつつあったのである。

第2章 パレスチナ・アラブ人の政治主体化

第1節 パレスチナ議会設置問題（1928年-29年）

1928年、アラブ人は民主的に選出されたパレスチナ立法議会のためのキャンペーンを公に開始した。『ニュー・パレスチナ』の論説は、民主主義を求めるアラブ人の請願がユダヤ人を困惑させる立場に迫りやったことを認

めたが³⁰⁾、「民主主義の先延ばし」を再度繰り返すのみであった³¹⁾。他方、あるエッセイは、アラブ人が多数によってユダヤ人の票に勝るということを不可能にするために、ユダヤ人に議席を十分に保障し、さらに議会の役割を行政的な日常業務に関する問題のみに限定し、ユダヤ移民の問題に対し発言権をもたないものとするべきである主張した³²⁾。シオニストにとって、アラブ人が多数を占めている状況におけるパレスチナ立法議会の設置は、パレスチナにおけるユダヤ人国家建設の正統性の脆弱性を浮き彫りにするという原理的な問題を孕んでいた。それと同時に、もし議会が実現されれば、シオニスト運動にとって死活的な必要性を有していたパレスチナへの恒常的なユダヤ移民が確保できなくなるという、具体的現実的かつ切迫した脅威をもたらすものでもあったのである。

このパレスチナ・アラブ人による議会設置のキャンペーンは、アメリカ・シオニスト運動指導部が採用していた「民主主義の先送り」戦略が限界を迎えたことを示していたといえる。

ワイズらアメリカ・シオニスト指導者は、以上のような苦境からの突破口を見出すための一環として、ニューヨークコミュニティ教会の牧師で当時著名なプロテスタントの牧師だったホームズ（Haynes Holmes：1879-1964年）のパレスチナ訪問をセッティングした。このことによって、パレスチナにユダヤ人のホームランドを建設することへの世論の支持を獲得しようとしたのである。実際にテル・アヴィブなどの発展中の都市を訪問したホームズは、ユダヤ人の植民の努力に深く印象づけられた。しかし、1929年4月6日にホームズはアメリカ・シオニスト指導者の一人に対し、「パレスチナ・アラブ人の指導者が代表制度の欠如について述べたこと」、そして「多数が支配することがアメリカの民主主義の原則であること」、「しかしユダヤ人とパレスチナとの深い繋がりを考えると問題を単純に捉えることもできないこと」などと述べて、パレスチナ・アラブ人が民主的な制度のための用意ができていないとするシオニストの主張を是認せず、彼自らが著作と演説においてこのイシューを取り上げると語ったのである³³⁾。

当然のように、ワイズらはホームズの説得に乗り出した。彼らは、パレスチナ・アラブ人の民主主義への適格性を否定する一方、アメリカ・シオニストがユダヤ人の多数確立まで民主主義を遅らせることを望んでいるということも否定した。しかし同時に民主主義の実現に先立ってユダヤ人が数的にもいかなる方法によっても発展することが許されるべきだとも主張し、結局彼らがホームズに提示できたのは「ユダヤ人とアラブ人がそれぞれの憲法制定議会を設立する」、「これら二つの団体から何らかの形でアラブ・ユダヤ人議会が生じ、いずれその土地に平和を、そこにおける人々には自治を与えるなにかが生じるだろう」という曖昧な方策にしか過ぎなかった³⁴⁾。

このようにアメリカ・シオニスト指導者の目論見は逆効果をもたらした。それと同時に、このエピソードは、「民主主義」を国是とするアメリカだからこそ、パレスチナにおける「ユダヤ人国家」と「民主主義」という問題が、重要なイシューとして浮上せざるを得ないこと、それはアメリカ・シオニスト運動のあり方に深刻な葛藤をもたらすものだったことを明瞭に示すものだったといえる。

結局、パレスチナ・アラブ人側がイギリスの提案した妥協案を拒絶したことで、この話題は公に上らなくなった。これはアメリカ・シオニストに安堵をもたらすものだったが、翌年の1929年にはパレスチナのユダヤ人とアラブ人の対立は暴力的な衝突として顕在化し、さらに深刻な形でアメリカ・シオニストに対応を迫ることになるのである。

第二節 29年「嘆きの壁」事件

1929年8月17日、数年前から起こっていたエルサレムの「嘆きの壁」をめぐるアラブ人とユダヤ人との対立は、ついに暴力的な形で噴出することになった。双方がデモを行い、その後広範囲にわたって暴動が広がり死傷者をもたらした³⁵⁾。

この暴動に対し、ブランダイスはイギリスの現地役人を批判すると同時

に、「暴動は一時的な反動であり、暴力は『人間性、勇気、自助能力』を示すことでユダヤ人入植地の気概をみせつけるものだった」³⁶⁾として、現地ユダヤ人の「強さ」を賞賛した。

他方、AJCの指導者の一人は、シオニスト運動指導部にパレスチナにおける多数の獲得という目標の事実上の破棄を求めた³⁷⁾。さらに別のAJC指導者は9月4日に声明を発表し、そこにおいてユダヤ人、アラブ人、イギリス人それぞれを非難し、「嘆きの壁」に関するユダヤ人のラリーが暴動を誘発したという認識を示した。さらに彼は暴動を煽動したとして死刑を宣告されたアラブ人の死刑宣告にも反対した。このように、AJCは、パレスチナにおけるアラブ人とユダヤ人の衝突という事態において、ユダヤ人に肩入れするのではなく基本的に中立的な立場をとろうとしていた³⁸⁾。

こうした状況のなかで、ハダサーのゾールドは「ユダヤ人がアラビア語を学んでアラブ人との社会的接触を促進し、ユダヤ人の教育からショーヴィニズムを取り除くべきである」と主張し、ブランダイスも「協同組合の門戸をアラブ人にも開く、労働組合をアラブ人にも開放する」などとアラブ人と共存するための具体的な対応を提示した³⁹⁾。

しかし他方で、ブランダイスは私信では異なる対応を示していた。彼は、アラブ人にも機会の平等を認めるという宥和策を掲げていたが、同時にいわば人種主義的なアラブ人への偏見とユダヤ人の彼らに対する優越性の自負に基づき、実質的にはユダヤ人が数多くの業務を担うようになるだろうし、またなるべきであるとも主張していたのである⁴⁰⁾。これは、彼がパレスチナ・シオニストによる「労働の征服」政策⁴¹⁾を実際には支持していたことを示していたといえる。またこの同じ書簡において、「我々の入植者はインディアンに対するアメリカの開拓者と似たような立場にある」としてユダヤ人の自己防衛、武装を提唱してもいた⁴²⁾。

他方、マグネスは『ニュー・ヨーク・タイムズ』のコラムにおいて公にパレスチナ議会を支持する見解を公表した。それに対しワイズは、(マグネスが関与していた)「ブリット・シャローム (B'rit Shalom : 「平和連合」) の

意)』⁴³⁾の態度は、アメリカのリベラル世論全体の趨勢を我々に反対させるものである」と不満を述べたが、マグネスはリベラルの反対は「我々が双方に公平な政治形態や制度を案出するためのイニシアティブをとらずに、アラブ人の正当な政治的願望の多くを抑えつけている事実によるものだ」と反論した⁴⁴⁾。この問題をめぐって、シオニスト運動内での対立や亀裂が表面化するようになっていたのである。

アメリカ・シオニスト指導者は、マグネスの言明に慎重に対応した。なぜなら「彼らは、シオニズムに対する支持とリベラルな世論に好印象を与えたいという願望との間でデリケートなイデオロギー的均衡を維持することを切望していたから」である⁴⁵⁾。ワイズは、アメリカ・シオニストの一般会員に対してはマグネスを「無責任」だと非難した⁴⁶⁾。他方で非ユダヤ人のリベラルに対しては、パレスチナ議会創設という発案への支持を表明したが、しかしそのような議会はバルフォア宣言の目的に適う条件のもとで創設されなければならないとの留保をつけ⁴⁷⁾、パレスチナ議会設置キャンペーン以降、アメリカ・シオニスト運動指導者が置かれた複雑で葛藤に満ちた状況を垣間見せていた。

『ニュー・パレスチナ』紙上では議会問題を回避する一方、ZOA指導者はパレスチナの政治形態に関する代替案を提示することで対応しようともしていた。そのなかでローゼンブラット (Bernard Rosenblatt) というあるシオニストは、二つの選択肢を提示した。一つ目は「パレスチナ議会のための余地はない、それは合衆国人民にとって神聖な領域であるコロンビア特別区に議会を設置しなければならない理由がないのと同様のことである」⁴⁸⁾として、アメリカの先例を利用して民主主義的制度を拒否することを正当化しようとするものであった。二つ目は「二民族議会」を要件とするもので、それはアラブ人が支配する立法議会と、ユダヤ人が支配する上院によって構成され、イギリス高等弁務官が執行権と拒否権をもつというものであった⁴⁹⁾。この案は、パレスチナ・アラブ人の議会設置要求の妥当性は認めたとうえで、「多数者の専制」を抑制するという目的を有すアメリカの政

治制度を参考に、アラブ人が議席の多数を獲得し政治権力を完全に掌握することによるシオニスト運動へのダメージを極力抑えようとするものだったといえる。

また別の指導者は、「議会に対するシオニストの完全に消極的な政策は世界の世論を敵に回すことになるだろう」として、異なる戦略を提案した。それは、(アラブ人側が拒絶するであろう) 議会設置に向けた予備作業としての円卓会議開催をシオニストが提案し、アラブ人側がこれを承諾しなかったことをもって「シオニストが民主主義に反している」という批判をかわす、というものだった⁵⁰⁾。

以上のように、パレスチナ議会設置キャンペーンを経て「嘆きの壁」事件がおき、ユダヤ-アラブ間の対立が表面化した訳だが、この問題が「民主主義」という「アメリカ」の国是にかかわる問題であるがゆえに、アメリカ・シオニスト運動内部の対応は錯綜し、明確な方針を打ち出すことができなかったといえる。

第3節 ショー報告、パスフィールド白書

パレスチナのユダヤ人の武装が取り上げられるほどのパレスチナの暴力的な混乱状態に対し、イギリス政府も何らかの措置を取らざるを得なくなり、1930年3月に暴動の原因究明のための調査を行った。その調査結果はショー報告として発表され、流血の事態の責任を明確にアラブ人に帰していたが、その根本的な原因は、彼らの民族的願望が実現されないことへの失望や、将来の経済生活に対する恐れからくるユダヤ人に対する敵意であることを強調し、政府が今後の政策について明確な声明を出すべきことを提案していた。その際、その指針は、委任統治条項に付されていたアラブ人の諸権利を保証するものであるべきだとしていたのである。

シオニストは、委任統治政府がユダヤ民族郷土に対する共感をこれまで示してこず、アラブの攻撃を生み出しやすいような状況を作り出したと論じたが、委員会は、政府にその罪はないことを言い渡すとともに、ユダヤ

人は政府の責任の二面的性格を理解しておらず、アラブ人と同様の「妥協する度量の乏しさ」を示してきたと強調した⁵¹⁾。

このショー報告に対して、当然のようにシオニストは反対したが、植民地相パスフィールド（Lord Passfield:1859-1947年）は退役インド文官ジョン・ホープ・シンプソン卿（John Hope Simpson:1868-1961年）にパレスチナの経済状況に関する調査報告を命じることで対応した。この報告は1930年8月に答申され、パレスチナは新しい移民者の農業入植地として不適であるとの前提で、将来の移民に関しては、全般的な発展により、外部から2万人の入植者の余地はあるだろうと述べていた。この報告は、1930年10月20日にロンドンで公表され、同時にイギリス政府はその政策についての声明、「パスフィールド白書」を公表した。これは、アラブ人、ユダヤ人に対するイギリスの義務は同じ重みを持つこと、ユダヤ機関は特別な政治的地位を有しないことをさらに詳しく言明していた⁵²⁾。端的にいえば、「嘆きの壁」事件によって噴出したパレスチナにおけるアラブ人とユダヤ人の暴力的衝突を経て、イギリス政府はアラブ人の政治的要求を承認し、バルフォア宣言、委任統治条項において保障していたユダヤ人の「特権的」な地位を否定する方向へ向かったのである。

先述したように、「嘆きの壁」事件を契機として、さらにそれ以前のパレスチナ・アラブ人による議会設置運動とマグネスらによる二民族国家案の提示によって、アメリカ・シオニスト指導者はいよいよ「民主主義」と「シオニズム」「ユダヤ人国家」との齟齬に直面せざるを得なくなっていた。ここでは、パレスチナ議会に代わる案や戦略を提示されていた訳だが、明確な方針を打ち出せないなかで、新たな解決策としてパレスチナ以外の地にパレスチナ・アラブ人を再定住させるという案が浮上するようになった⁵³⁾。

1930年11月にショー報告に反対するために行われたZOA主催のラリーにおいて、AJCの代表者は、トランス・ヨルダンにパレスチナ・アラブ人の新たな故郷とする、という案を初めて公に切り出したのである。また、別の非シオニストは、イラクへのパレスチナ・アラブ人の再植民を提唱し

た。これらはいずれも経済的な便益をパレスチナ・アラブ人に提示することで自発的な移住を促そうとするものだった⁵⁴⁾。

こうして「嘆きの壁」事件を契機として、アメリカ・シオニスト、アメリカ・ユダヤ人は、パレスチナ議会設置問題、民主主義とシオニズムとの齟齬、パレスチナ・アラブ人のパレスチナ以外の地への再植民など、パレスチナに関する本質的かつ様々な議論を行ったが、騒乱が収まり1930年代初頭にはパレスチナ情勢が比較的平穏な状態となると、これらの議論はアメリカ・シオニストの言説には現れなくなり、伝統的なヨーロッパのシオニストの議論、すなわちアラブ人は次第にユダヤ人のプレゼンスを甘んじて受け入れるだろうとする議論に後退していった⁵⁵⁾。しかしながら、パレスチナ・アラブ人が政治主体として立ち現れ、「民主主義」「議会」といった西欧近代の理念に則った政治的主張を明確に行うようになっていったことは、こうした旧来型の議論が通用しなくなりつつあったことを、現実には示していたといえよう。

第3章 アラブの大蜂起・パレスチナ分割案・パレスチナ・アラブ人の「移住」

第1節 労働の征服とパレスチナ・アラブ人の経済状況

1930年代初頭には、パレスチナ情勢は比較的平穏だったと先に述べたが、それは表面に浮上する暴力的な事件が比較的少なかったということに過ぎない。パレスチナの実際の社会レベルにおいては、ユダヤ人の自律経済圏の確立が、パレスチナ・アラブ人を社会・経済的に追いつめていたのである⁵⁶⁾。

1931年から35年にかけて、ドイツを中心とするヨーロッパからパレスチナへのユダヤ移民は、約165,000人にも昇った⁵⁷⁾。さらにこれらの移民は、従来の東欧・ロシアからの熱心なシオニスト青年層を中心とする移民と比

較すると、相対的に富裕な中産階級に属し、パレスチナに多くの資本の流入をもたらした。そのため、各国が世界恐慌後の不況にあえいでいる1933年から35年の間に、パレスチナの実質的な輸出入額は50パーセント以上も上昇するなど⁵⁸⁾、例外的な活況を呈した。このように、1930年代に入ると、イシューブ〔パレスチナのユダヤ共同体〕は人口的にも経済的にも発展していった。

他方、こうしたイシューブの発展と逆比例するように、パレスチナ・アラブ人の生活基盤は圧迫されていった。まずシオニスト、ユダヤ系組織による土地の購入によって従来のパレスチナ農業の基盤が崩されていった。土地購入は1920年代後半までは、主に不在地主からのものが中心で農民からの土地の購入は少なかったが、1920年代の後半以降農民からの購入が増加していき、彼らは自らの土地を離れていかざるをえなくなったのである⁵⁹⁾。

こうして追放されたアラブ農民は、労働者として都市へ流入せざるを得ないが、その都市においてもアラブ系企業は彼らを吸収するには脆弱であり⁶⁰⁾、さらに重要な問題がユダヤ系企業による彼らの雇用の拒否だった。1930年代に入るとユダヤ人労働者はヒスタドルートのもとで組織化されていったが、これらの労働者は「労働の征服」⁶¹⁾をスローガンに、アラブ人労働者を排除していたのである。当時のイシューブにおいてヒスタドルートを介した諸事業が最大の労働力の吸収源であることを考えるならば、このアラブ系労働者の排除は明らかに実効性を有すものであった。こうして、土地を追放された農民の雇用機会は、建築業や港湾施設などの委任統治政府による公共事業、季節労働者および日雇いなどの臨時労働者やアラブ系の果樹園などに限定されてしまうことになった⁶²⁾。

このようにパレスチナにおいて、イシューブ経済は独自の発展を遂げることになった一方で、パレスチナ・アラブ経済は相対的に劣悪な状況へ置かれ、パレスチナ・アラブ人は苦境に追い込まれていたのである。シオニスト運動指導者は、「経済的なメリットによってパレスチナ・アラブ人はユ

ダヤ人のプレゼンスを認めるだろう」と主張していた訳だが、パレスチナの現実とは全く逆の状況となっていた。

第2節 アラブの大蜂起

1935年、再度パレスチナ議会設置案が浮上した⁶³。ZOAはこの問題について議論を行ったが、最終的にその大会において、「議会案は受け入れられない。なぜならパレスチナにおいてユダヤ人はマイノリティであり、アラブ人が支配する議会はユダヤ・ナショナル・ホームの通常的发展を圧迫することになるからである」とする決議を採択し、正式に議会案を拒絶する姿勢を打ち出したのである⁶⁴。ここにおいて、「民主主義」と「ユダヤ人国家」との齟齬という問題に対し、ZOA指導部は「ユダヤ・ナショナル・ホーム」「ユダヤ人国家」建設を優先させる方針を確定させたといえる。

結局、イギリス政府内での反対などもありこの議会案も頓挫することになった。1929年の「嘆きの壁」事件もそのような側面があったが、パレスチナの政治的解決に向けて議会案が浮上するものの、交渉は頓挫し、膠着状態のまま政治的解決の見通しが全く閉ざされるなかで、パレスチナ・アラブ人の不満が暴力的に噴出することになるのである⁶⁵。

1936年4月15日、パレスチナ・アラブ人によるバス襲撃を契機に、パレスチナ全土にストライキが広がり、いわゆる「アラブの大蜂起」が起こった。彼らは、「パレスチナへのユダヤ移民の中止」を要求してゼネストを行い、さらにユダヤ人を襲撃するなど、激しい運動を展開したのである。和解の試みもなされたものの決裂し⁶⁶、多くの死傷者を伴いながら、パレスチナ全土が騒乱状態に陥っていくことになった。

このようなパレスチナの動向をアメリカ・シオニスト運動指導部はどのように認識し、対応したのだろうか。興味深いことに、反乱以前の1936年2月21日に『ニュー・パレスチナ』は、一面で「アラブ人はパレスチナにおけるユダヤ人のマジョリティ（の確立）を恐れている」というタイトルで、「高等弁務官に対し、エルサレムの大ムフティが、アラブ人の闘争は単にユ

ダヤ人の移民と土地買収に向けられたものではなく、アラブ人 (the Arabs) の完全な独立を実現することを意図したものである、と述べた」とする記事を掲載していた⁶⁷⁾。さらに反乱開始から1ヵ月後の5月15日の『ニューヨーク・タイムズ』は、「パレスチナの危機における緊張は増大す」として、「今週金曜日は非常に重要である。なぜならムスリムの安息日ということに加えて、アラブ高等委員会が、政府がユダヤ移民を停止しユダヤ人に対する土地の売却が禁止しない限り、市民的不服従を開始すると宣言した日だからである」と述べた記事を掲載していた⁶⁸⁾。これらの記事は、パレスチナ・アラブ人の政治的主張もこの反乱のナショナルな政治的性格も実はかなりの程度アメリカにおいて認識されていたことを示唆していた。

しかし、大蜂起勃発以降、『ニュー・パレスチナ』は「これは部族対立の副産物に過ぎない」と主張し、さらに「エジプトとシリアでの蜂起の成功」などの外部の出来事に刺激された一時的現象として、可能な限り反乱のナショナルで政治的な性格を否定する方向に向かった⁶⁹⁾。

しかし、「パレスチナ・アラブ・ナショナリズム」という問題について何らかの対応をする必要はあったといえる。5月22日の『ニュー・パレスチナ』は一面で、「アラブのネガティブなナショナリズム—暴動はナショナルな示威行動へと転換し、群集の衝動がかきたてられている—」というタイトルの論説を掲載した。この論説は、この暴動がパレスチナ・アラブ人のナショナリズムの発露であることやその政治性について一定の認識を示したものの、しかしそれを発展に抵抗する「ネガティブなナショナリズム」として位置づけていた。そして、シオニズムを創造性や発展性をもたらすポジティブなナショナリズムとして位置づけることで、その正当性を主張するものだったのである⁷⁰⁾。

蜂起自体は、1936年10月に約2万人のイギリス軍がパレスチナに到着し、アラブ高等委員会がゼネストをとりあえず終結させたことで一時的に治まった。さらに、イギリス政府は、この反乱を調査するためにピール王立委員会をパレスチナへ派遣する一方、パレスチナへのユダヤ移民を減ら

そうとする姿勢をみせ、対立の沈静化をはかろうとした⁷¹⁾。

以上のようなパレスチナをめぐる情勢の変化のなか、11月5日の『ニュー・パレスチナ』は、「アラブ-ユダヤ関係のための提案：ユダヤ人とアラブ人に平等な共同体の権利を保障する国事をつかさどる議会」というタイトルのローゼンブラットの記事を掲載した。それはパレスチナの将来的な政治体制について以下のように述べている。

パレスチナは大アラブ砂漠（Grea Arabian Desert）の拡張部分にも、つまりシリア・イラクの一州にも、イギリス帝国の一部ともなり、やがてイギリス・コモンウェルスにおける自治領となるに違いない。将来のこの大アラビアにあっては、パレスチナにおけるマジョリティかマイノリティかという問題は次第に瑣末なこととなっているだろう。

一度、(敵意ある多数者に支配されないという)原則が完全に理解され受容されるならば、我々は、ユダヤ人と非ユダヤ人(個人)の平等な権利ということだけでなく、ユダヤ人と同様にアラブ人も共同体としての権利を享受するという、必然かつ当然の帰結に達するだろう。端的にいえば我々は現実にはパレスチナに二つの州をもつことになる、それは(アメリカのような)地理的に区分された州ではなく、「二つの心の州 (states of mind)」であり、それぞれが自己表現と政治的代表的完全な権利を与えられる⁷²⁾。

このローゼンブラットの提唱した「連邦制」は、政治制度の枠組みを重層的にして、境界を相対化し、法の制定・機能レベルを多層的に設定するものとなっていた。

パレスチナの現実においては、従来の国民国家を前提とした多数決原理・制度としての「民主主義」では、(異なる正統性に基づいているため)解決や妥協の見込みは低く、「自らの国家」建設のためには最終的に相互に相手の政治的権利、さらに実在まで否定する可能性が高かったといえる。彼の

連邦制案は、パレスチナで先鋭化せざるをえない「マジョリティー・マイノリティー問題」を、政治的枠組みの重層化によって緩和しようとするものだったといえる。さらに興味深い点は、彼が州を地理的な境界に基づくものではなく人々の心、つまりアイデンティティや意志に基づくものと想定していたことである⁷³⁾。彼の案は、「境界」を、物理的領土に基づいて設定するのではなく、アイデンティティや「心」を基盤とすることで、「領土」の主権的所有をめぐる苛烈な衝突を回避し、さらにアイデンティティや心の可変性を前提にして、将来に向けた柔軟性をもたせることを可能にするものだったといえる。

しかし、ここで問題となるのが、パレスチナへのユダヤ移民に関するルール・法を誰が設定・運用するかということである。結局、シオニスト運動指導部が後述する分割案を契機にユダヤ人国家の建設に向けて一気に舵をとっていったのは、主権を確立しないかぎりユダヤ移民が制限されるという現状と認識を一つの重要な背景としていたのである。

このローゼンブラットのような見解は、アメリカ・シオニスト運動の主流とは決してならなかった。12月に『Nation』紙上で「シオニストはパレスチナにおけるアラブ・ナショナリズムの存在を認めることを拒んでいる」「イギリスの保護に頼りアラブとの調停を試みようとしなさい」「シオニストがユダヤ人国家という彼らの夢にしがみついている限りはパレスチナに平和はない」などとシオニスト運動を批判する記事が掲載されたときも、ZOAはこの時期ドイツ・ナチスの反ユダヤ政策の結果として生じていたユダヤ難民問題の解決にはパレスチナが必要という前提で、「アラブ指導者がシオニズムに反対しているのは、それが彼らの封建的な立場を損なう恐れがあるからである」⁷⁴⁾としてナショナルな存在としてのパレスチナ・アラブ人の存在や、その政治的主張を認めない姿勢を頑なに貫いていたのである。

第3節 パレスチナ分割案

ピール委員会は、パレスチナ現地滞在中に66回もの会合を行いパレスチナ・アラブ人側、シオニスト側それぞれの見解や主張を聴取した。アラブ人の代表として発言したフセイニー (Haj Amin al-Husseini : 1895-1974年)⁷⁵⁾ は、「ユダヤ民族郷土の実験は廃棄され、移民と土地売買は停止されるべきである」との立場を主張した。一方、シオニスト側代表のワイズマンは、シオニスト運動は同等 (parity) の原則、つまり立法議会が設立された場合にアラブ人口とユダヤ人口の将来の比率がどのようであろうとも同数の議席以上のものは要求しないと一定の譲歩を示したものの、両者の主張は全く並行線のままだった。そうした状況にあった37年1月初頭、ワイズマンは再び委員会の前に出頭したが、そこにおいては委員会の大勢は分州化という構想に傾いていた。ただ、メンバーの一人は合意に基づき委任統治を終らせる以外に和平をもたらす道はないと述べ、事実上パレスチナを二つに分割すること、その結果独立ユダヤ人国家と独立アラブ人国家を建設することを示唆した⁷⁶⁾。

そして実際に、このパレスチナ分割構想は、1937年7月7日に公表されたピール委員会の報告書において正式に打ち出されたのである⁷⁷⁾。この報告書は、パレスチナを分割してユダヤ人国家、アラブ人国家を実現するためには「住民の交換」が必要なこと、それは最終的にはイギリス委任統治政府によって強制的に行われるだろうとも述べていた⁷⁸⁾。

パレスチナのシオニスト運動指導者ベン・グリオン (David Ben-Gurion ; 1886-1973年)はその可能性がすでにシオニスト指導部に伝わっていた1937年5月、私信においてユダヤ移民の確保という観点から、分割構想によるユダヤ人国家の建設に戦略的な意義を見出していることを伝えていた⁷⁹⁾。彼は、それ以前の2月7日のパレスチナ・シオニストの会議において、移民の権利はシオニスト運動にとって、さらにイシューブ自体にとって不可欠なものであること、ユダヤ人がパレスチナにおいて「主権を獲得すること=ユダヤ人国家」は、その移民の権利を絶対確実な方法で保障するものであると主張していた⁸⁰⁾。

8月に開催された第20回シオニスト会議において、ワイズマンは「ユダヤ人がピール案を拒絶すれば、イギリスは厳格かつ恒久的に移民制限を行うだろう」として、英政府との交渉によるユダヤ人国家の領域拡大の可能性を訴えた⁸¹⁾。これに対し、ワイズらアメリカ・シオニスト指導者は委任統治の継続を主張し、その一人は「(そうした)ユダヤ人国家では大規模な移民を吸収できず、それはパレスチナにおけるユダヤ人開拓者のモラルを破壊する。なぜならその強さと勇氣はユダヤ人問題の解決を支援しているという希望を土台としているからだ」として、分割案に反対した。一方、マグネスら二民族国家主義者らはアラブ人との共存は可能だとして分割案に反対した。このように、分割案は、「ユダヤ人のパレスチナへの歴史的権利を否定する」「ユダヤ移民の救済を実現できない」というシオニズムの原理や理念に基づいた立場と、パレスチナ・アラブ人との共存の必要という立場の双方から反対を受けたが、最終的には「ピール提案は受け入れられないが、シオニスト執行部にユダヤ人国家のためのよりよい国境を獲得することを目的としてイギリス政府と交渉する権限を与える」決議を採択した⁸²⁾。

こうして世界シオニスト機構の方は、分割案をめぐるイギリスと交渉を行うことになったが、ZOA指導部の分割案への反対には根強いものがあった⁸³⁾。

第40回のZOAの大会で分割案に関する議論がなされたが、ワイズは「アラブ人の混乱を調査するために委員会が任命されるべきであり、分割や分断、自治や切断の問題を検討するべきではない」と明確に分割案への反対を述べた。別の指導者も「1922年にすでに分割は行われており⁸⁴⁾、恒久的に土地を分断し経済的に実行性が希薄で道徳的に自殺的だ」と反対した。こうして多くのアメリカ・シオニストは分割に反対だった訳であるが、そのなかでも急先鋒だったシルバー（Abba Hillel Silver : 1893-1963年）は、「シオニストはパレスチナを血で征服したのではなく労働で征服した」「アラブ人はユダヤ人の定住の結果文盲でなくなったし、擬似封建制によって

抑圧されることもなくなった」「分割された聖地はユダヤ難民を吸収できない、シオニズムの目的は離散の地を移すことではなくそれを終らせることだ」と分割案を批判した。最終的にこの大会は、分割案に断固として反対し、シオニストの目的ためにアメリカ政府がイギリス政府を説得することを要求する決議を採択した⁸⁵⁾。

10月にアメリカ・シオニスト指導部はこの問題について再度議論を行った。ブランダイスは、イギリスとの関係を重視してアラブ人との有和的交渉、移民の自主規制などを唱えたが、ワイズは「移民の自主規制はパレスチナに対する主張を弱めユダヤ人を恒常的な少数派に追いやるもの」として主張して譲らず⁸⁶⁾、11月にはブランダイスらの同意を得てワイズがワイズマンに対し「アラブ人に対して新たな譲歩をしないこと、イギリスにトランス・ヨルダン地域をパレスチナに返還させることを要求すべきである」と説得することとなった⁸⁷⁾。

このように、ワイズマン、ベン・グリオンら世界シオニスト運動の中心人物が分割案に一定の意義を認め交渉をする方向へ向かったのに対し、アメリカ・シオニスト指導者たちは原則的に分割案に反対した。ベン・グリオンは、パレスチナ現地の指導者として、パレスチナ・アラブ人のユダヤ移民への極めて強い反対を知っており、またイギリス政府の移民制限の方針が恐らく揺るがないことを認識して、移民確保という観点から早期のユダヤ人国家建設を提唱したといえる。また、ワイズマンは、イギリスとの良好な関係継続、それによる運動の目標の暫時的達成という観点から分割案に乗った方が得策であると判断したといえる。他方、アメリカ・シオニスト指導者は、原理原則的に分割案に反対した。あえて単純化して述べるならば、その理由は、彼らにとってシオニズムの最も重要な側面がユダヤ人に国家建設の権利が認められることでヨーロッパの諸民族と同等の「民族」として承認され、それによってアメリカにおける「集団としてのユダヤ人」のアイデンティティーを確立しかつ自尊心を回復することだったからなのではないだろうか。換言すると、彼らにとってはユダヤ人が国家建

設の権利を有すことが認められるという「形式」が重要だったといえる。この時点で22年に切り離されたトランス・ヨルダンの問題を持ち出したのも、イギリスとの外交交渉を想定したうえで「最大限要求」を行うという戦略的な側面もあるだろうが、彼らにとってはイギリスやその他の国際社会が「パレスチナにユダヤ人国家を建設する権利」を認めたはずであることを再確認し強調するためだったと考えられる。それに対し、ワイズマン、ベン・グリオンは、ユダヤ移民を確保し、パレスチナ・ユダヤ人国家を「現実化」するための一段階として分割案に利点を見出していたといえる。実際、ナチによる反ユダヤ政策の結果、ユダヤ移民の問題はシオニスト運動にとっていよいよ危急のものとなっていたのである。

第4節 ナチスの反ユダヤ政策とユダヤ難民問題

1933年1月30日、ヒンデンブルグ（Paul Ludwig von Beneckendorf und von Hindenburg: 1847-1934年）大統領によりヒトラー（Adolf Hitler: 1889年-1945年）が首班に指名され、合法的な形で首相に就任し政権の座についた。さらに、その2ヶ月後「国民と国家の危難を取り除くため」に政府に立法権を委ねる「全権委任法」が圧倒的多数の賛成を得て可決、成立した。これにより、ヒトラーは憲法の拘束から解放され、国会を無視し、大統領に制約されることなくドイツを支配することになったのである。

ヒトラーは即座に反ユダヤ政策を実行し、35年のいわゆる「ニュルンベルグ法」ではついにユダヤ人は明確に「人種」と法的に規定されて市民権を取り上げられたることになった⁸⁸⁾。結局1938年11月までに1000件以上もの反ユダヤ立法や規定が発せられることになるのである⁸⁹⁾。

こうしたナチス政権成立以降のドイツにおいて、ドイツのユダヤ人（おおよそ50万人強）は、多かれ少なかれ海外への移住、逃亡という問題を考えるようになり、実際多くのユダヤ人がドイツから脱出した。しかし、ユダヤ人への規制、迫害下で移住手続きが徐々に難しくなるにつれ、移住は次第に逃亡、亡命へと変化していった。ナチ政権当初の要求「ユダヤ人が

一日も早くドイツを去ること、ユダヤ人のドイツからの除去」を前提とする出国奨励策の結果、1933年から34年までに6万人がドイツを去った。移住者の波は35年9月のニュルンベルク法施行によりさらに増加し、特に38年11月の大迫害、クリストナハト以降は逃亡としての出国者が急増することになった。また、38年3月に第三帝国に併合されたオーストリアのウィーンでもユダヤ人を減らすための措置がとられ、翌1年間でオーストリアから10万人が追放された⁹⁰⁾。

こうしてヨーロッパから逃れたユダヤ人だが、しかし彼らに対する各国の門戸は非常に狭かった。イギリス、フランス、スイス、スカンディナヴィアなどヨーロッパ諸国はユダヤ人の移住制限を行っており、ドイツからのユダヤ人流入に反対する激しいデモさえあった。アメリカも1924年にユダヤ移民の入国を厳しく制限する移民法⁹¹⁾を制定しており、ユダヤ人の入国は極めて難しいものとなっていた。他方、パレスチナもイギリス委任統治政府がユダヤ人移民に制限を課しており、先述したようにとりわけ36年の「アラブの大蜂起」以降、パレスチナへの入国は厳しくなっていた⁹²⁾。受け入れ国を見つけれない人々は「法の外」に置かれる「難民」となり、この問題は「ユダヤ難民問題」として国際的なイシューとなった。

この問題への対応を議論するために、1938年7月アメリカ大統領ルーズベルトの主導でフランスのエヴィアンで国際難民会議が開催された⁹³⁾。イギリスはパレスチナに関して討議されるべきでない」と主張し、ワイズマンが会議に出頭する許可を求めたときも、彼の要求は会議の議長を務めていたアメリカ代表により却下された。結局、アメリカやイギリスをはじめとする参加各国は、ドミニカを除いてユダヤ移民を自らに引き受けようとしなかった。ロンドンの『タイムズ』紙が1938年の「年度回顧」のなかで「きわめて余剰なユダヤ人口は、深刻な問題として残った」と簡潔に指摘しているように⁹⁴⁾、「ユダヤ難民問題」は何ら具体的な対応策も解決策も提示されず国際的に「放置」されたまま、第二次世界大戦を迎えることになるのである。

エヴィアン会議以前の1938年7月18日にブランダイスは書簡において、エヴィアン会議への期待を表明していた⁹⁵⁾。1月にはルーズベルトがシオニスト運動に対する暖かな賛辞を送っており⁹⁶⁾、彼はアメリカ政府の影響力を背景にユダヤ難民問題に何らかのポジティブな展開があるだろうと期待を寄せていたといえる。しかし、アメリカ主導で会議を開催したにもかかわらず、何らの成果もなく、アメリカ政府ですらユダヤ難民の受け入れを拒否したことは、ブランダイスをはじめ多くのアメリカ・シオニストに深い絶望を与えたことは想像に難くない。さらに、ユダヤ難民救済を議論するための会議でパレスチナが議論されなかったことは、シオニストの危機感を強めたといえよう。さらにこうした状況のなか、イギリス政府はパレスチナへのユダヤ移民をさらに厳しく制限しようとしていたのである。

第5節 パレスチナ・アラブ人の「移住」「再植民」

1938年10月、ワイズマンはアメリカ・シオニスト指導者に、イギリスがユダヤ移民を完全に停止する可能性があることを示唆したうえで、ワシントンのイギリス大使に嘆願を行うために同志を動員することを要請した。それに応じる形でZOA指導者の一人は、他のシオニスト組織やユダヤ系団体の指導者と接触し、パレスチナに関する全国緊急委員会を結成し参加するよう呼びかけた。各団体の指導者もこれに同意し、「パレスチナ緊急委員会」が結成され、イギリス政府がバルフォア宣言を廃棄する試みを阻止すること、ユダヤ移民を制限することに対し闘うことを目標として、正式に「パレスチナに関する全国緊急委員会(The National Emergency Committee on Palestine)」を発足させた。パレスチナ緊急委員会は、一週間のうち450の支部を作り、政府や議員に対して電報を送り、大統領にパレスチナへの介入を要請するなど大々的なロビー活動とキャンペーンを展開した⁹⁷⁾。この時期、アメリカ・ユダヤ人はパレスチナへのユダヤ移民の確保のために大々的な大衆運動を展開していくようになり、そこではユダヤ難民問題とパレスチナとがリンクージュされていく萌芽が明確にみられた。

さらに11月に入ると、ユダヤ人を取り巻く状況はいよいよ悪化していった。

まずドイツは、1936年にはベルリン・オリンピックが開催された関係でユダヤ人に対する弾圧を一時的に緩和したものの、37年に入ると数々の職業禁止規定をユダヤ系混血とされた人々にまで広げた。さらにユダヤ人、またはユダヤ系の所有、経営による工場や会社がろくな法規定もないままに次から次へと半ば強制的に捨値で買収され、アーリア化されていった。1938年4月には財産没収の下準備ともいうべき財産登録義務（5000マルク以上の財産所有者）がユダヤ人に課せられた。そして、ついに1938年11月9日には「水晶の夜（クリスタル・ナハト）」⁹⁸⁾と呼ばれる、ユダヤ人へのさらなる暴力的な迫害が起こったのである。これはナチ政権による全国的・組織的な迫害であり、ドイツで数百のシナゴークが焼き討ちされ、96名のユダヤ人が殺されユダヤ人の商店、デパートなどの略奪、破壊が行なわれ、2万6千人のユダヤ人が逮捕された。逮捕された2万5千人はダッハウ〔ミュンヘンの北〕やブーヘンワルト〔ワイマール市郊外〕などの強制収容所に拘引され、多くの者が虐待や拷問で殺された。

こうした情報はアメリカにも伝えられており、例えば1938年11月の『ニューヨーク・タイムズ』は、「新たな難民がチェコを襲う」「ポーランドとレイテのユダヤ人に関する協議が停止」「ユダヤ人がミュンヘンを立ち去るよう命令される」などと、ヨーロッパにおけるユダヤ人の危機的状況を報じていた⁹⁹⁾。

一方、パレスチナでは、前年37年にアラブ諸政党がピール調査団の活動に対して一切の協力を拒絶したまま、分割勧告を機に武装蜂起に突入し¹⁰⁰⁾、また9月にはシリアのブリュダんで開かれた汎アラブ会議で、パレスチナをアラブの地方として保持することはすべてのアラブ人の神聖な義務であることが決議され、以降暴動はさらに次第に激しくなっていた¹⁰¹⁾。それは翌1938年に至るまで継続し、11月にはパレスチナ・アラブ人はゼネストを敢行し、こうした運動はベイルートなどのパレスチナ以外の地へも

広がっていたのである¹⁰²⁾。

こうした状況のなか、1938年2月よりアラブ人国家とユダヤ人国家の国境を勧告するためパレスチナで調査を行ったウッドヘッド委員会が11月に報告を公表した。しかし明確な提案を行うことはできず、こののちイギリス政府は分割案を正式に取り下げるとともに、ロンドンで会議を開催しそこで何らかの合意が達成されなかった場合にはイギリス政府が一方的な措置をとること、つまりユダヤ移民を停止することを示唆した¹⁰³⁾。さらにこの時期イギリス政府が、旧ドイツ植民地のタンザニアやギアナなど、パレスチナ以外の地へのユダヤ人の植民を検討していることが伝えられるようになっていた¹⁰⁴⁾。イギリス政府は、パレスチナへのユダヤ移民を停止する方針を前提としたうえで、ユダヤ難民問題とパレスチナがリンケージされることを回避するため、ユダヤ人のパレスチナ以外の地への植民を検討したといえる。

以上のような1938年秋の状況、すなわちパレスチナ情勢の悪化、エヴィアン会議の失敗とヨーロッパにおけるユダヤ人迫害の激化、イギリスによる分割案の撤回とパレスチナに関する会議開催の提案など、対応しなければならぬ課題が山積していたなかで、アメリカ・シオニスト指導部は、ついにパレスチナ・アラブ人のパレスチナ以外の地への「再植民」「移送」に向けて直接的な活動を行うようになっていた。

11月には、パレスチナ・アラブ人のイラクへの再定住について秘密裏に交渉を行っていたアメリカ・ユダヤ人が国務長官らと接触した。この会合の記録はないが、文脈上「住民の交換」案について議論したと考えられる¹⁰⁵⁾。この件について相談を受けたブランダイスは、彼がイギリスへ行きイラク計画への妨害を回避すべきだと述べるなど、この案に極めて積極的な姿勢をみせていた。ブランダイスは10月14日に大統領と会談し、大統領がこの問題に興味を示したことへの喜びを記していた¹⁰⁶⁾。こうした意向を受ける形で大統領は、駐米イギリス大使と協議したが、駐米イギリス大使はアラブ人を惹きつけるには十分な財政支援が行えないとして、事実上拒

否した¹⁰⁷⁾。同日、ルーズベルトとブランダイスは直接会談していたが、大統領はイギリスの対応に不満であることや自らは「住民の交換」案に乗り気なことを伝え¹⁰⁸⁾、ブランダイスは側近宛の書簡のなかで大統領がイギリスのギアナ案の不合理性とパレスチナの重要性に対する完全な理解を示した、と述べていた¹⁰⁹⁾。1939年1月5日にベン・グリオンがブランダイスを訪問した際も、ブランダイスは大統領が「住民の交換」に積極的なことを伝えていた。このように大統領は「住民の交換」案にも積極的な姿勢を示しかなり具体的に検討していたが、この問題に関する政策作成をシオニスト運動に敵対的な国務省に任せ、具体的な政策へと反映されることはなかった¹¹⁰⁾。

以上のように、ブランダイスらアメリカ・シオニスト指導部は、パレスチナ・アラブ人を政治主体として認めることはなく、パレスチナにおける「民主主義」と「ユダヤ人国家」との齟齬についてはパレスチナ・アラブ人をパレスチナ以外の地に「移住」させるという、国民国家を前提とした多数決原理としての「民主主義」を前提とすれば、ある意味「合理的」な政治的選択をした。

1939年2月7日から開催されたロンドン円卓会議では、イギリス政府がバルフォア宣言を実行する意思をもはやもたないことが明らかとなり、ユダヤ・アラブの合意は達成されるはずもなく、5月17日、イギリス政府は宣言していた通りパレスチナへのユダヤ移民の大幅な制限、最終的には事実上停止させる「マクドナルド白書（通称1939年白書）」を公表した¹¹¹⁾。パレスチナにおけるアラブ・ユダヤ紛争は何ら解決の見通しもないまま、1939年9月1日、第二次世界大戦の勃発を迎えることになるのである。

おわりに

ブランダイスを初めアメリカ・シオニスト運動指導部は、パレスチナにおける「民主主義」と「ユダヤ人国家」建設との矛盾・齟齬という問題に

対し、アラブ人への人種主義的偏見を前提もしくは口実に、彼らの「民主主義」への適格性を否定し「民主主義を先送り」してパレスチナでユダヤ人が多数を占めることを目指した。パレスチナ・アラブ人が政治主体として立ち現れるようになると、問題を経済的問題に還元する、つまり彼らを集団としてみなさずあくまで個人として遇すという戦略を採用した。パレスチナ・アラブ人が政治主体として明白に政治的要求を掲げるようになって、彼らを政治主体として認めることを一貫して拒否し、最終的に彼らをパレスチナ以外へ「移住」「移送」することで、「ユダヤ人国家」と「民主主義」との齟齬ないしは矛盾を解消する方針を採用した。

確かにアラブ人をパレスチナ以外の地へ追いやりユダヤ人がそこで多数を占めることができれば、多数決原理としての「民主主義」と「ユダヤ人国家」との矛盾は解消し、「民主主義」を国是とするアメリカ人としてのアイデンティティや信条との齟齬も解消される。アメリカ・シオニスト指導部が、「ユダヤ人国家」建設（権利の承認）を目標とする限り、恐らく免れることの難しい帰結だったのかもしれない。しかし、強制的な移住がもたらす暴力という問題もさることながら、メドフが指摘しているように経済的利益にもとづくパレスチナ・アラブ人の「自発的」移住や再定住も彼らの生活や政治的願望を全く無視するものであり¹¹²⁾、おおよそ実現不可能だった。それと同時にパレスチナ・アラブ人の社会経済状態がシオニストの政策により困難に陥っていた点を鑑みれば、「自発的」ということをもってパレスチナ・アラブ人のパレスチナ以外への地への再定住を正当化することは、構造的な暴力に対する認識を遮断した／するものであるといえる。

特定の区画された領域で異なる正統性、つまりシオニスト運動側は「ユダヤ人のパレスチナへの歴史的権利」「バルフォア宣言」「委任統治条項」、パレスチナ・アラブ人側は「民主主義」の多数決原理に基づく「民族自決の権利」が衝突した場合、双方ともが「主権」に固執する限り相手の政治的権利を否定するしかない。結果として、追放、最終的には相手の全存在を抹殺するまで想定する殺し合いとなってしまう、パレスチナにおいては

現実化してしまう。だからこそ、ユダヤ人とアラブ人の共存を提唱していた人々は、民主主義の多数決原理に基づく民族自決の原則による主権の確立ということがパレスチナで不可避免的にもたらす暴力的な事態を阻止するために、「二民族国家」であれ「属人主義的連邦制」であれ、「主権」の相対化と「境界」や政治的法的枠組みの多層性柔軟性を前提とした政治制度を構想・提唱していたのである。結局これらの構想は、シオニスト運動において採用されることはなかったが、しかし運動が「主権」国家建設を明確に打ち出したのは、ナチによる反ユダヤ政策の結果としてのユダヤ難民問題とイギリス政府による移民制限を契機としていた点を考えるならば、現在において再検討する価値はあるように思われる¹¹³⁾。

ブランダイスらにしてもシオニスト運動を批判した勢力にしても、「民主主義」を基本的に多数決原理として捉えていた訳であるが、その前提に立つ限りパレスチナ・アラブ人国家の建設かパレスチナ・アラブ人の「移住」か、いう二者択一に思考の幅が固定化されてしまう。このように、パレスチナ問題形成の背景には、国民国家における「民主主義」を多数決原理や制度のみに還元する思考／志向が「固定化」「自明化」したことも基底にあるのかもしれない。

またアメリカ・シオニスト運動は、パレスチナ・アラブ人の「民主主義」への適格性を否定した訳だが、その背景・根拠には「人種主義」という問題が存在していた。これは、欧米において（同化していた多くの人々も含めて）「劣等人種」として規定された「ユダヤ人」が、アラブ人をさらに「劣等人種」として規定するという、暴力転嫁の構造を端的に示しているといえる。ある人間集団を自らとは「異質」で「劣等」な「人種」と規定する「人種主義」は、「彼ら」の政治的市民的権利を否定することを可能・容易にし、「彼ら」を「非人間」とすることで追放・遺棄することの「責任」や「罪悪感」から免れ、暴力行使を正当化、さらには促進すらしてしまう。フーコーは、人種主義とは、「人々を分断し」「処刑することを容認するもの」といった訳だが¹¹⁴⁾、それは実際にナチによるユダヤ人虐殺で極限的に

現れ、パレスチナ問題へと引き継がれていった面があるように思われる。

この点を、ブランダイスを取り上げさらに論じてみたい。彼は幾度も「アラブ人」と「インディアン」とを等値し、アラブ人への暴力行使を正当化、賞揚すらしていた。これは指摘したように「強さという価値」においてシオニズムとアメリカニズムの親和性親近性を彼が感じ、また示そうとするものであり、公の場で反ユダヤ主義的な批判を受けた屈辱感を晴らそうとする彼の意識的無意識的な試みとして理解できるように思われる。しかし別の側面も存在しているのではないだろうか。彼はパレスチナに実際に行き、アラブ人指導者と直接会ってシオニスト運動への反対意見を聞き、のちにパレスチナ・ユダヤ・ナショナル・ホームの位置づけや方針を大幅に変更させたことは本論で述べた通りである。彼は果たして西欧的理念原則に適った主張を行う彼らを単純に「劣等人種」であるがゆえに民主主義に「不適格」だと思ったのだろうか。むしろパレスチナにおける「民主主義」と「ユダヤ人国家」建設との齟齬を痛切に感じた彼は、パレスチナ・アラブ人を「劣等人種」と規定し、さらに思い込むことで、その齟齬とそれに基づく葛藤から免れようとしたのではないか。そうであるならば、ここで人種主義は、政治的に（心理的にも）極めて不都合な事態を、敵・他者を対等な人間・人間集団としてではなく「劣等人種」と規定することで、本来的に存在する根本的な政治的問題を歪曲・隠蔽するための機能を果たしているとも考えられる。

以上のように、パレスチナ問題の形成において、「民主主義」という概念、国民国家という政治体制、人種主義といった西欧近代の産物が、その解釈や具体的適用、実際の機能においてネガティブな側面が集約して現れたとみなすことができるように思われる。その意味で、パレスチナ問題の解決は、「国民国家」「民主主義」「人種主義」などの再検討の過程を伴った、平和かつ公正な政治社会秩序の構築という観点から測られるべきものといえるかもしれない。

- 1) Rafael Medoff, *American Zionist Leaders and the Palestinian Arabs*, 1898-1948 (Ph.D.), Yeshiva University, 1991, p.58.
- 2) Ibid., p.60.
- 3) Rafael Medoff, *Zionism and The Arabs: An American Jewish Dilenmma, 1898-1948*, Westport, Praeger Publisher, 1997, p.19.
- 4) Ibid., pp. 17-18.
- 5) この時期, ウガンダにユダヤ・ナショナル・ホームを建設するというイギリス政府の提案をめぐる, シオニスト運動は大きく揺れたが, 最終的にウガンダ案を拒絶し, あくまで「パレスチナ」にナショナル・ホームを建設するという方針を採用した。
- 6) Medoff [1991], *op.cit.*, p.44.
- 7) ブランダイス以下は情報を欲していると伝えている。①パレスチナのユダヤ人に対するトルコの法の内容と実施, ②ここ3, 40年のパレスチナのユダヤ人の扱いに関する情報, ③トルコの他の地域のユダヤ人に対する扱いに関する情報, ④トルコ政府とトルコ臣民, そしてアラブ人の態度 ((ed.) Melvin I. Urofsky and David W. Levy, *Letters of Louis D.Brandeis Vol.] (1913-1915) : Progressive and Zionist*, New York, State University of New York Press, 1973, p.312)。
- 8) Rafael Medoff, *Militant Zionism in America: The Rise and Impact of the Jabotinsky Movement in the United States, 1926-1948*, Tuscaloosa, The University of Alabama Press, 2002,p.182.
- 9) これは, ブランダイスにおけるユダヤ人の自尊心の回復が, 「(物理的) 強さ」と不可避に結びついていたことを示すものであり, シオニズムがローマ帝国に抵抗し自決した「マサダの砦」を神話化していたことと基底を同じくするものであったといえる。
- 10) Medoff [1997], *op.cit.*, pp.23-24.
- 11) Medoff [1991], *op. cit.*, p.48. 11月8日の『マッカビアン』紙上における21名の著名なシオニストのコメントにおいて, アラブ人の問題について言及していたものは一つもなかった (Medoff [1991], *op.cit.*, p.51)
- 12) 彼は11月2日の私信において「……我々は独立国家が現在, または予見しうる将来においてユダヤ人のナショナルな願望の永続性にとって最も深刻な脅威であるとみなすべきである」と述べていた (Yonathan Shapiro, *Leadership of the American Zionist Organization 1897-1930*, Urbana Chicago London, University of Illinois Press, 1971, p.115)。
- 13) カレンが起草したこの文書において「長期に渡って民主主義を先送りすべ

- きである。移行、準備のための恐らく1世代ぐらいの間は」と述べられていた (Medoff [1997], *op. cit.*, p. 24)。
- 14) マグネスはこの時期すでに「バルフォア宣言は政治的に不平等であり、将来の紛争の種を孕んでいる」と指摘していた (Medoff [1991], *op. cit.*, pp.58-59)。
 - 15) Medoff [1991], *op. cit.*, p.55.
 - 16) サン・レモ会議は1920年4月24日に「最高会議は、サン・レモで会議を開き、フランスも関連している、英国に対する委任統治を付与するもの」とし、かつ「委任統治国は自らバルフォア宣言を効果あらしめるべく責任を負う」と補い付け加えた。委任統治条項は全文23条から成り、それはバルフォア宣言の内容を受諾し、「主要連合国は、また、パレスチナに現存する非ユダヤ人民共同体の市民的権利及び宗教的権利、あるいはユダヤ人他国において享有する権利及び政治上の地位を損なうべきではないとの明瞭なる了解のもとに、受任国はパレスチナにおけるユダヤ人民の祖国を建設するべく、英皇帝陛下の政府が1917年11月2日に初めてなし、かつ前記諸国により採用された宣言を実現することを責任を負うべきことにつき、合意したことにより、そして、ユダヤ人民とパレスチナとの歴史的絆、及び当該地域におけるその祖国復興の基礎が承認された」として、以下細かな規定を定めていた。その第22条では「英語、アラビア語、ヘブライ語を、パレスチナの公用語とする。パレスチナにおける印紙又は貨幣におけるアラビア語の記載又は刻印はヘブライ語にて繰り返されるものとし、ヘブライ語の記載または刻印はアラビア語にても繰り返されるものとする」と定め、また第25条では「受任国は、ヨルダン川と後に決定されるべきパレスチナの東部境界との間の地域において、国際連盟理事会の同意を得て、現在の地方的状況への適用を延期し又は停止し、同地域の統治のためその状況に適合すると見做す規定を設ける権利を有するものとする」とし、イギリスは(アブダッラーを国王として)トランスヨルダン国をパレスチナとされていた地域のヨルダン川東岸に設定することを予定していた (浦野起央『パレスチナをめぐる国際政治』南窓社、1985年、42-47頁)。
 - 17) ウォルター・ラカー 高坂誠 訳『ユダヤ人問題とシオニズムの歴史 新版』第三書館、1994年、344頁。
 - 18) 二民族国家案とは、パレスチナ・アラブ人との協調、和平を前提として、パレスチナ・アラブ人もユダヤ人もパレスチナに居住するすべての人は平等な権利を、個人としてだけではなく民族集団としても享受し、アラブ人国家とユダヤ人国家を建設したうえで双方の権力の均等 (parity) に基づ

く中央政府を設置するという案だった。マグネスは、1940年代に入っても一貫して二民族国家案を主張し続けた。

- 19) 「ベルサイユ会議が、民主主義、自己決定、調停の原則のほとんどを否定するものであったと同様、サン・レモ会議も（それらすべてを）否定している」「パレスチナに関しては自決権の原則が無視されている。……事実はパレスチナにはユダヤ人の5倍から6倍のアラブ住民がいるということである。私はイスラエルの地に対するユダヤ人の歴史的権利を信じているが、ユダヤ人もアラブ人もシリア人もムスリムもキリスト教徒も自らの生活を自由に営み、自らの労働によって権力と方向性を決定する機会に平等に参加できるものであるべきだと考える」「パレスチナにおいて政治的平等よりもユダヤ人を政治的に優遇するというイギリスの贈り物は、憤慨と将来の抗争の種を孕むものである」(Medoff [1991], *op.cit.*, pp.82-83)。
- 20) 彼女ものちにマグネスとともにアラブ人と和平を唱え、二民族国家を提唱するようになった。
- 21) Medoff [1991], *op.cit.*, p.84.
- 22) *Ibid.*, p.80.
- 23) *Ibid.*, p.91.
- 24) ジョン・キムチ『パレスチナ現代史—聖地から石油へ』時事通信社、1974年、290-292頁。
- 25) *Ibid.*, p.109.
- 26) *Ibid.*, p.118.
- 27) *Ibid.*, p.119.
- 28) *Ibid.*, pp.119-120.
- 29) *Ibid.*, p.121.
- 30) 「『代表のない課税』に反対して請願するということに集中し、公平な心をもつ人々の耳には真摯なものに響くようにすることによって、アラブ人は表面的には抵抗できない請願を論理的で義にかなったものとした。このようにしてシオニストの一般層はアラブ人の要求が論理的で義にかなったものとして同意し承認すべきなのか、それを我々の利益に害を与えるという理由で拒絶するのかという選択の前に立たされた」「このジレンマに対する回答はエジプト、シリア、そしてイラクにおける議会政治の確立という最近の試みが困難に直面しており、……自己統治のできるほど成熟していない諸民族にそのための制度を付与することが望ましいのかという疑念が生じているという事実によって与えられている」(*Ibid.*, p.123)。
- 31) *Ibid.*, p.124.

-
- 32) Ibid., p.127.
- 33) Medoff [1997], *op.cit.*, pp.1-6.
- 34) Ibid., pp.4-5. メドフはこの点について以下のように述べている。「ワイズマンの方策が曖昧なものにみえるならば……彼らがアメリカ・ユダヤ人のアイデンティティの核心に迫るジレンマに直面しているからだろう。伝統的なユダヤ思想、この場合パレスチナにユダヤ人のナショナル・ホームを建設するということと、民主主義という価値がその政治文化に不可分な国において承認されたいという願望である」(Ibid., p.5)。
- 35) ラカー, 前掲, 367頁。
- 36) Medoff [1997], *op.cit.*, p.53. メドフは、シオニストの開拓者はブランドイスにマサチューセッツの湾岸入植地を創設したアメリカの入植者がインディアンに対し自らを守らなければならなかったことを想起させた、と指摘している。
- 37) 彼は「パレスチナのユダヤ人のマイノリティが、アラブ人が享受していない政治的、あるいは他の特権を享受することは、アメリカと西欧において自由な自治政府の原則に従って育てられた人々の良心と一致しないだろう」「それゆえユダヤ人は文化的宗教的な自由と入植地と都市において純粋に地方の事柄に対する自治に関するいくつかの規定ということに満足しなければならぬ」と述べていた (Medoff [1997], *op.cit.* pp.54-55)。
- 38) Ibid., pp30-36.
- 39) Medoff [1997], *op.cit.*, p.56.
- 40) 「我々のなすべき最も重要な要求は、差別のないこと、実際的な機会の平等である。それは政府事業のすべての部門やすべての政府の契約のもとでの平等な機会を意味する。アラブと平等、イギリスと平等……いくつかの例外的なポジションを除いては。私はパレスチナにおいては最も高いレベルから最も低いポジションまでその業務遂行においてアラブ人に対して優れているユダヤ人が存在するし、存在するだろうという信念を抱いている。我々はユダヤ人がそうなることを期待すべきだ」[(ed.)Melvin Urofsky and David W.Levy, *Half Brother Half Son: The Letters of Louis Brandeis to Felix Frankfurter*, Norman and London, University of Oklahoma Press, 1991, p.381]。
- 41) 「労働の征服」については後述する。
- 42) (ed.) Melvin Urofsky and David W.Levy [1991], *op.cit.*, p.381.
- 43) 1925年に設立された左派知識人であるプーバー (Martin Buber:1878-1965年) やショーレム (Gershom Gerhard Scholem: 1897-1982年) を中心とす

- る、アラブとの平和共存を提唱した団体。マグネスは正式な会員ではなかったが、密接な関係をもっていた。
- 44) Medoff [1991], *op.cit.*, pp.146-147.
 - 45) *Ibid.*, p.147.
 - 46) ワイズは私的な書簡においてはマグネスを「よくいっても“狂人”であり悪く言えば“反逆罪的”である」と激烈に評していた (*Ibid.*,p.148)。
 - 47) *Ibid.*,p.148.
 - 48) コロンビア特別区とは、アメリカの首都(=ワシントン)であり、連邦政府直轄の特別区であり、他のいかなる州にも属していない。1974年まで市長を持たず、大統領の任命する行政委員会が行政を行い、行政委員会委員長が事実上の市長の役割を担った。
 - 49) Medoff [1991], *op.cit.*, p.149.
 - 50) *Ibid.*, pp.149-150.
 - 51) ラカー、前掲、695-696頁。
 - 52) 同上、696-697頁。
 - 53) メドフは、こうした再定住案の一つの系譜は、先に述べたイスラエル・ザングヴィルのようなヨーロッパ・シオニストの植民地列強と原住民との関係についての考え方にルーツをもつものであり、別の系譜は科学的な効率性と方法による問題解決を強調するアメリカの革新主義に由来するものだったと述べている (Medoff [1991], *op.cit.*, p.152)。ショー報告、パスフィールド白書が、暴動の原因をパレスチナ・アラブ人の政治的願望が実現されないことと同時に、彼らの経済的な不満や危機感を強調していたことから、紛争の「合理的解決」としてのパレスチナ・アラブ人の再植民ということが浮上することになったのである。
 - 54) *Ibid.*,pp.155-159.
 - 55) *Ibid.*,pp.159-160.
 - 56) 「労働の征服」も含め、パレスチナにおけるアラブ人労働者とユダヤ人労働者の関係やその変容などについては、以下の文献に詳しい。Zachary Lockman, *Comrades and Enemies:Arabs and Jewish Workers in Palestine 1906-1948*, Berkley Los Angels London, University of California Press, 1996.
 - 57) 立山良司「パレスチナ問題」現代用語の基礎知識』特別編集『国際情勢ベーシックシリーズ③中東』自由国民社、1994年立山良司、前掲、239頁。
 - 58) ラカー、前掲書、720頁。
 - 59) 白杵陽「パレスチナ・アラブ民族運動」伊能武次編『アラブ世界の政治力

学』アジア経済研究所，1985年，11-12頁。

- 60) 同上，11頁。
- 61) こうした経済の分離を支えた理念としての「労働の征服」というスローガンは，労働シオニズムの労働観の根幹である「自己労働」という概念が発展したものであった。そもそも「自己労働」という概念は，ユダヤ人の再生のための肉体労働，ことに農業労働への回帰を説くものであった。それが，実際に第2次アリヤーの移民がパレスチナへ移住してきた際に，労働市場においてアラブ人労働者と競合し，さらにはより熟練し労働賃金も安価なアラブ人労働者によって自らの雇用が圧迫されるという現実に遭遇した結果として，二重の意味を付与されることになった。すなわち，それ以降の「自己労働」という概念における「自己」は，一個人である「自己」を指すと同時に，自らの帰属する「ユダヤ人」をも指すことになったのである。その結果，「自己労働」というスローガンは，「ユダヤ人の手に労働を回復する」という意味内容を有するようになり，それが発展して「労働の征服」，すなわちパレスチナの全労働部門におけるユダヤ人の独占＝アラブ労働者の排除というスローガンへと転化していった（大岩川和正『現代イスラエルの社会経済構造』東京大学出版，1983年，236頁）。
- 62) 臼杵，前掲，13頁。
- 63) 1935年11月パレスチナ高等弁務官は，アラブ，ユダヤ双方に対し，以下の構成による立法評議会の創設提案を行った。

	選出議員	指名議員	職権議員
—イスラム教徒	8	3	
—ユダヤ教徒	3	4	
—キリスト教徒	1	2	
—共同体代表	—	2	
—官吏	—	—	5
計	12	11	5

しかし，この提案はシオニストにより拒否された。アラブ人はその内容につき批判したが，ともかくそれを討議する用意を示した。結局，アラブ人の大多数に権力を与えることは，ユダヤ人の民族祖国に向けての委任統治責務に矛盾するとの議論が1936年3月24日に英両院でだされ，この提案は英当局により引き下げられた（浦野，前掲，68頁）。

- 64) Medoff [1991], *op. cit.*, p.171.
- 65) このことは，アメリカ・ユダヤ人指導者にも認識されていた。AJCのウォーバークは，「立法議会創設の失敗が理解可能な暴力を誘発した」「アラブ

人は、議会の実現失敗に対応する必要があった。そして彼らに対応しうる唯一の方法はナショナルなストライキを開始することだった」と述べている (Rafael Medoff, *Baksheesh Diplomacy :Secret Negotiations between American Jewish Leaders and Arab Officials on the Eve of World War II*, New York, Lexington Books, 2001, pp.72-74)。

- 66) 「アラブの大蜂起」後、ベン・グリオンとマグネスはパレスチナ・アラブ人と秘密会合をもったが、移民をめぐる溝が架橋するにはあまりに深すぎる事が判明しただけであった。パレスチナ・アラブ人側はパレスチナのユダヤ人口は全体の40パーセントまでであり、年間3万人までであるという線を崩さなかったのである (Medoff [2001], *op.cit.*, p.76)。最終的には、8月には、ベン・グリオンはアラブとの合意達成の可能性はないとの結論を下した (Medoff [1991], *op.cit.*, p.181)。
- 67) *New Palestine*, 2/21/1936.
- 68) *The New York Times*, 5/15/1936.
- 69) Medoff [1991], *op.cit.*, pp.176-177.
- 70) *New Palestine*, 5/22/1936.
- 71) 11月5日の『ニュー・パレスチナ』は「(イギリス政府は) アラブの支持を得るためにユダヤ移民を減らそうとしている」と報じており、実際シオニスト側6ヶ月間の新規の移民(労働者分野)の要求に対して、17パーセントしか認めなかったのである (Aaron Berman, *Natizm the Jews and American Zionism: 1933-48*, Detroit, Wayne State University Press, 1990. p.52)。ブランダイスはこの措置に対し「1800人を認めることが吸収能力にみあったものだ」と信じることは困難だ。……委員会の調査まで(移民の数の変更)がなされることはないという明らかな証拠だろう。……イギリスは知的な政治的手腕と同様に道徳的判断においても多分衰えているのではないかと強い不快感をあらわにしている ((ed.)Melvin Urofsky and David W.Levy[1991], *op.cit.*, p.613)。
- 72) *New Palestine*, 6/11/1936.1932年にイラクは独立し、シリアは36年9月に3年後に独立することが認められ、またエジプトも広範な自治を獲得した。1937年以来、英国政府には、ハーバード・サミュエルの手でサウジアラビア、イラク、トランス・ヨルダン、シリア、及びパレスチナを包含したアラブ諸国を「大アラブ連邦」に包含しようという構想をもっていたとされる (浦野, 前掲, 78-79頁)。
- 73) この案は、オーストリア・マルクス主義、とりわけオットー・パウワーの「属人主義的連邦制」のアイディアに影響を受け、パレスチナの現状に合わ

せてより具体化したものと考えられる。オットー・パウワーを初めとするオーストリア・マルクス主義における「民族」問題については、丸山敬一編『民族問題—現代のアポリア』ナカニシヤ出版、1997年；丸山敬一編『民族自決権の意義と限界』有信堂高文社、2003年などを参照。

- 74) Bernman, *op. cit.*, pp.50-51.
- 75) アミーン・アルフサイニーはパレスチナ・アラブ人の政治指導者であり、エルサレムの名門の生れだった。エルサレムのユダヤ教学校、カイロのアズハル学院、イスタンブールの法律学校に学び、第1次世界大戦下アラブ反乱に参加した。1920年のエルサレムの大衆デモで逮捕されたが、イギリス当局の介入で許され、21年エルサレムのムフティーとなり、22年にはパレスチナのワクフ管理の権限をもつムスリム最高会議議長に就任した。29年の歎きの壁事件で激化したユダヤ人移民との紛争で、宗教的対立を扇動し、ユダヤ人入植者の武装活動をも刺激した。30年イスラム世界会議の議長となり、パン・イスラム主義活動にも熱中した。36年反乱では、アラブ高等委員会議長としてパレスチナ・アラブの全国的闘争を指導したが、37年イギリスの圧力でムスリム最高会議から追われ、シリアを経てイラクに亡命。同地でラシード・アリー率いる反英反乱に協力したが、反乱失敗後、ドイツに亡命、ナチスの宣伝活動に協力した。第2次世界大戦後はパリを経てカイロに戦犯追及の手を逃れ、ムスリム同胞団にも接近したが、戦後のパレスチナ問題の展開の中では、政治的指導力を完全に失い、ベイルート郊外に隠棲して没した（イスラム辞典、平凡社）。
- 76) ラカー、前掲、728-731頁。
- 77) それは、パレスチナにおけるアラブ人とユダヤ人の対立は調停不可能であるという認識のもと、(1) 海岸沿いの平原とガリラヤ（アクレ、サファド、ティベリアス、及びナザレの地区）をユダヤ国とし、(2) 中部高原をアラブ国とし、さらにトランス・ヨルダンと結ぶ。そして(3) 前二者を除いた残りの部分、エルサレム、ベツレヘム、ナザレの三つの神聖部分、エルサレムからヤッファの海に通じる狭小な回廊地帯、及び不毛のネゲブを含む委任統治地区を設け、以上3つに分割することを提案した（浦野、前掲、70頁。詳細は70-77頁）。
- 78) 委員会が引いた境界線で予定されているユダヤ人国家には、225,000人のアラブ人住民が残され（ユダヤ人地区の総人口のおおよそ40パーセントを占める）、その存在は分割の実行をスムーズに成功させるために重大な障害になると委員会は認識していた。ピールは、解決策はギリシャ・トルコの住民の交換をモデルに従うべきであり、それは住民の多数に重大な困難を課

したが結局弊害は取り除かれ、ギリシャとトルコとの関係はそれまでよりもより友好的なものとなったと我々は認識していると述べた。それゆえ予定されているユダヤ人国家の225,000人のアラブ人と予定されているアラブ人国家の125,000人のユダヤ人との間で住民の交換が行われるべきである、ユダヤ人国家に含まれる北ガリラヤのアラブ人は、自発的意思に基づいて移民すべきである、残りのアラブ人、225,000人の大部分については、その交換は最後の手段としては、その実行に責任を有すイギリス委任統治が強制的に行うことになるだろう、とピール報告は結論していたのである (Medoff [1997], *op. cit.*, p.80)。

- 79) 「……この報告は我々の立場や戦いのためのすばらしい戦略的土台を提供している。……委任統治規約以来の我々の道徳的、政治的立場を強化する文書である。……それは我々にパレスチナの沿岸や大規模な移民やユダヤ軍に対する支配権を与えるものである。これによって、国家の統制のもとに組織的な植民が可能となる。また大規模な国家借款も可能となる」 (Michael Cohen, *Palestine, Retreat form Mandate: The Making of British Policy, 1935-45*, London, Paul Elek, 1978, p.37)。
- 80) 「我々が直面しているもっとも死活的な問題は移民である。移民の範囲がすべてを決定するだろう。それはイシューブの存在そのものと最終目的の達成ということを含んでいる。ユダヤ人が(パレスチナで)多数派となるということだけではシオニストの壮志を満たすものではないし、ユダヤ人国家がすべてではない。もし、ヨルダン河兩岸とユダヤ人国家を差し出されたとしても、もしこのヨルダン河兩岸で多数派を獲得するためには1,500,000人で十分だとしても、我々はユダヤ人の必要に対する献身からその提案を拒絶しなければならない。これはシオニズムが17,000,000人すべてのユダヤ人をイスラエルの地に集中させるということの意味しているのではない。……しかしシオニストの真の綱領はイスラエルの地に救済を求めているすべてのユダヤ人を救うということに基づいていなければならない。1,500,000人のユダヤ人を抱えるユダヤ人国家が、それ以上のユダヤ人を移民させる権利も願望も持たないならば、それはシオニズムを歪曲するものである。我々はシオニズムの達成のためにユダヤ人の多数派の獲得とユダヤ人国家を必要としている。それらは、目的でなく手段である。我々は追放されている人々を集めるという非常に困難な任務を果たすために、大規模な移民と入植について自分自身で決定するために、多数派の地位と国家とを必要としている。それは我々が思いのままにできる政府機構を保持したときのみ可能となるだろう。シオニズムの実現はユダヤ人国家という

こと以上のことを意味している。シオニストはユダヤ人問題の完全かつ絶対的な解決策であり、これが私が王立委員会で証言した内容である。これから数年間の移民の範囲がシオニズムの運命とこの地の運命を決定するであろう。それは単に追放の地における権利の剥奪や死から我々が何人のユダヤ人を救済することができるかという問題ではない。真の問題は我々の活動のためのこの地における我々の基盤をいかに確固たるものとして創出していくかということなのである」(David Ben-Gurion, *Israel: A Personal History*, New York, Sabra Books, 1972, p.50)。

- 81) Berman, *op.cit.*, p.57.
- 82) *Ibid.*, p.57. 執行部は世界シオニスト会議の承認なしに特定のイギリスの提案に同意することはできないとの条件が付されていた。
- 83) ピール分割案発表の2日後、ワイズが「シオニスト指導者は“契約を裏切った罪”をイギリスに見出している」として分割案に対する反対を表明し強い調子でイギリスを批判したことが報じられていた (*The New York Times*, 7/9/1937)。
- 84) ヨルダン川東岸におけるヨルダン王国設立のこと。
- 85) Berman., *op.cit.* pp.54-55. 先の第20回シオニスト会議でもワイズ, シルバーら主要メンバーは一貫して分割案に反対し, ワイズマンに近いリプスキーが数少ない賛成の立場を採用していた (*Ibid.*, p.57)。
- 86) *Ibid.*, pp.60-61.
- 87) Rafael Medoff [2002], *op.cit.*, p.32.
- 88) この法の一部である「国家市民法」第二条は「ドイツ国民とは、ドイツまたはそれに類する血統の国民だけ」と規定しており、この法によってドイツで生まれドイツ人であることを疑わなかったユダヤ系市民も国家市民権を剥奪されることになった (大澤武男『ユダヤ人とドイツ』講談社新書, 1991年, 194-198頁)。
- 89) 同上, 170-172頁。
- 90) 同上, 184-187頁。
- 91) 1924年の移民法とは、27年までヨーロッパからの移民受入数を毎年16万4千人に限定し、各国別の割り当て数は1890年のアメリカの人口構成の2パーセントと規定していた (27年以降は受入枠が15万人となり、1920年の白人人口における比率によって各国割当てが決定された)。これは南欧・東欧からの移民を事実上は排除することを目的とした極めて厳しい措置だった (紀平英作編『新版世界各国史 アメリカ史』山川出版社, 1999年, 287頁)。
- 92) 1933年に出された布告により、移民者の異なった範疇が確立されたが、そ

- の最も重要な二つは範疇Aの「資本家」と「労働者予定」だった。資本家は当時の基準によれば、個人名義で500ポンドの資産を有するものだったが、この数字のちに1,000ポンドにまで引き上げられた。労働者予定は、委任統治政府とユダヤ機関の間の主要な論争点となった。1934年ユダヤ機関は労働者移民のために2万人の入国許可証を要求し、5600を受け取った。1935年には3万人を要求したが手に入れたのは、12,000であった。そして1936年には政府は移民をさらに厳しく制限するようになり、ユダヤ機関から要請された20,000の許可証のうち、わずか10パーセント強の2,500が認められただけだった（ラカー、前掲、721頁）。
- 93) ナチ・ドイツは公式に代表を送っていなかったが、参加各国の代表に「ナチスは移住を準備しているドイツやオーストリアのユダヤ人から財産を残らずまきあげるのみならず、ユダヤ人の移住先国より『輸出関税（出国許可税として）』一人に250ドル要求する旨を伝えた。この法外な要求はすべての参加者により「人身売買」であるとして拒否された（大澤、前掲、187頁）。
- 94) ラカー、前掲、719-720頁。
- 95) (ed.) Melvin Urofsky and David W. Levy [1991], *op. cit.*, p.647.
- 96) *Ibid.*, p.638.
- 97) David H. Shapiro, *From Philanthropy to Activism: The Political Transformation of American Zionism in the Holocaust Years 1933-1945*, Oxford, Pergman Press, 1994..
- 98) 「水晶の夜」という名称は、破壊されたユダヤ人商店のガラスが路上一杯に飛び散り、夜の光でキラキラ光って水晶のようだったから、といわれている。
- 99) *The New York Times*, 11/3/1938; 11/6/1938
- 100) 白杵、前掲、29頁。
- 101) ラカー、前掲、738頁。
- 102) *The New York Times*, 11/3/1938.
- 103) それは3つの異なった計画について論議していた。A案はピール委員会で提案された国境内にほぼ入るユダヤ人国家を考察したが、そこでは住民の49パーセントがアラブ人になり、彼らが土地の約75パーセントを所有するだろうと指摘していた。B案の下では、主にアラブ人が居住しているガリラヤ地方が、他のいくつかの地域と同様に、このユダヤ人国家から切り離されることになっていた。C案は南はレホヴォトから北はズィクロン・ヤアコフまでの海岸平野からなる、面積400平方マイル [1,036平方キロ]、全

住民28万人のさらに小さなユダヤ人国家を検討したのもだった。さらにその国家は、ヤッフォ・エルサレム回廊によりさらに二つの地域に分かれていた。ウッドヘッド委員会の4人の構成員は、彼らの中で合意に達せられなかった。1名はB案を好み、2名がC案について強く留保したが、全員がA案を退けていた。委員会は、少数のアラブ人しか含まないけれど新しい移民を見越しておくほど十分に大きいユダヤ人国家は案出できない、との結論に達したのもだった。さらにこの報告が公表された数週間後にイギリスは別の白書で、分割が引き起こす政治的、行政的、経済的困難を考える諸困難を考えるなら、分割は非現実的であるとして退け、パレスチナにおける平和と繁栄は、アラブ人とユダヤ人の間に了解があって初めて回復されるであろうと主張した。またまもなくロンドンで会議が開かれ、それにはパレスチナおよび近隣諸国のアラブ人とともにユダヤ機関の代表も招かれるであろうと宣言された。そしてもし適当な期間内に合意に到達しなければ、政府は解決案を課すことを余儀なくされるだろうと付け加えていた(ラカー、前掲、739-740頁)。

104) *The New York Times*, 11/18/1938.

105) Medoff [1991], *op. cit.*, p.204.

106) Medoff [1997], *op. cit.*, p.140. メドフは、こうしたブランダイスの姿勢は、多くのパレスチナ・アラブ人は最近移民してきたもので聖地に本当のルーツをもっていないという報告に影響を受けたのではないかと指摘している。

107) *Ibid.*, p.140.

108) Medoff [1991], *op. cit.*, p.215.

109) (ed.) Melvin Urofsky and David W. Levy [1991], *op. cit.*, p.656.

110) Medoff [1997], *op. cit.*, pp.141-142.

111) 白書は、今後10年以内に独立国家が出現することが陛下の政府の目標であるとし、次の5年間にわたり、約7万5千人の移民が認められる、その後1944年3月1日からは、移民はアラブ人の同意がある場合に限り許されるとするものだった(ラカー、前掲、747頁)。イギリス政府は明確にバルフォア宣言から撤退した訳であり、従来のイギリスの保護のもとユダヤ・ナショナル・ホームを建設する、というシオニスト運動の前提は崩壊することになった。

112) Medoff [2001], *op. cit.*, pp171-172.

113) ただし、一度手中にした「主権」を一部であれ国家が手放すことは、EUなどの事例が存在するにしても、実際には極めて困難であることは間違いないだろう。

-
- 114) ミシェル・フーコー 石田英敬 小野正嗣訳『コレージュド・フランス講義1975-1976年度 社会は防衛しなければならない』筑摩書房, 2007年, 77-85頁; 253-261頁参照。

“The American Zionists and Palestine; from view points of Nation
State and Democracy”

Yukako Ikeda

《Abstract》

This paper aims to discuss the logical structure of ‘Palestine Problem’ among American Zionists in the 1920s~1930s through examining various arguments and policy choices presented by them. My main concern in this paper is how American Zionists tried to understand and to settle logical contradictions between legitimacy to build a Jewish (minority) state in Palestine and the right of nation’s self determination based on “majority rule principal” of democracy. This was a critical and painful issue for American Zionists at that time, because democracy was an essential value for them both in the contexts as American citizens seeking equal rights and position as rightful members of American nation, and as “minority” in American Society trying to maintain their own political and cultural identity. So it is appropriate case to reconsider Palestine problem from political structure perspective.

One of the ‘solution’ to this issue presented by American Zionist was creation of a discourse of “delayed democracy of Arabs”, arguing that Arabs were not enough mature to conduct democracy. After “Arab Revolt in 1936” and especially Peel committee report presented by UK government, most American Zionists began to insist transfer/resettlement of Palestinian Arabs out of Palestine, and actually tried to negotiate with U.S. President and other officials for this matter. If Arabs of Palestine were not able to operate democracy, it would be well justified to build a Jewish state in Palestine. This “solution” “logically reasonable” for American Zionists.

By analyzing logical structure of American Zionists towards Palestine

issue, I would like to suggest that discourse of nation state and democracy, which was originated in Western modernity, should be re-examined in actual political process. This “re-examination” is also crucial to understand and to locate Zionism and Palestine issue in wider contexts, as a part of political process of ‘modernity and democracy’, not as a exceptional deviation from it.